

まちづくり懇談会議事録

日 時：平成 27 年 12 月 2 日（水） 18：30～20：00

場 所：角田農村環境改善センター（2 階）研修室 B

出席者：19 人

1. 開会
2. 町長挨拶
3. 懇談事項
 - (1) 野良猫対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・建設水道課
 - (2) 公共施設などの杭打ち工事のデータ確認・・・・・・・・建設水道課
4. 説明事項
 - (1) 道央廃棄物処理組合への加入報告などについて（資料 1）・・環境政策課
 - (2) 街路灯の LED 化について（資料 2）・・・・・・・・・・住民生活課
 - (3) 防犯対策について（資料 3）・・・・・・・・・・住民生活課
 - (4) 社会保障・税番号制度「マイナンバー」について（資料 4）・・総務課
5. その他
6. 閉会

《懇談事項に関する質疑応答》

質問：農業研修生にごみ分別について指導しているか。また、町内会加入要請を行っているか。

産業振興課：現在、ごみ分別の指導や町内会への加入要請は行っていない。今後は指導、要請を行っていく。

要望：角田地区の住民が安心して利用できる交流の場がない。改善センターは葬儀が入ったらキャンセルしなければならない。イベントなどで活用できる建物を新しく建ててほしい。

町長：財政状況が厳しい中、すぐに建設することは難しい。

要望：計画の立て方、政策の決め方に疑問がある。保育所の閉所、テニスコート西側の駐車場増設など、全て決まって予算化されてから報告を受けることが多い。地域の事については住民に一番先に知らせてほしい。また、角田に人が集まるよう、生産性のある取り組みをお願いしたい。

経営企画課：政策決定の手順については、町内会の意見などを集め、協議しながらすすめている。また、今日のような懇談の場や、キャッチボイスはがきでも意見をいただいている。来年度からは出前講座も行い、町民の声をより多くうかがう機会を設けていく。

副町長：第 6 次総合計画策定の段階でも、地域の皆さんのご意見をうかがっている。駐車場については必要論、不要論ある中で、十分な検討を行った。全て決まってから報告しているわけではなく、協議を経て政策をすすめていることをご理解願いたい。生産性のある取り組みとしては建て替え中の曙団地は現在 50 戸程度の入居のところ、72 戸が入居できる仕様

にしている。跨線橋も含め、角田地域の振興は町の政策の目玉となっている。

要望：駐車場の場所は個人的に思い入れのある土地。木を伐採し、風景が変わるのは寂しい。行政は少数、大多数に関わらず、どの意見にも耳を傾け、角田地区の振興を考えてほしい。

町長：意見が割れた場合は、必ずどちらかの意向に沿えなくなる。どうか理解願いたい。今後とも役員の方をはじめ、地域の声을いただきながら政策展開していきたい。地域の活性化については、現在進めている跨線橋整備が終わると状況は一変する。住宅地域と工業団地のすみ分け、新たな企業の誘致による雇用増など年次計画ですすめていく。

質問：マックスバリュ前の道路（町道朝日 18 号線）拡幅はいつ行われるのか。

町長：来年度を予定している。

質問：庭が 1 メートル削られるのに地権者に説明がないと聞いたのだが。

建設水道課：土地測量や補償費の関係で事前に 1 件ずつ説明を行い、了解を得ている。

町長：通学路なので、児童に危険がないよう優先的に進めている。

質問：跨線橋撤去後、角田地区の都市計画はどうなるのか。

建設水道課：跨線橋部分は 5 メートルほど低くなる。それに伴いのり分の用地が余る。この土地が地元へ譲渡か売却になるには数年かかる。しばらくは空き地となるが、草刈などの維持管理を行っていく。

建設水道課：これから都市計画道路の整備などを進める中で、また改めて角田地区の皆さんと議論し、決めていきたい。

質問：角田小学校の統合、廃校について予定はあるのか。

教育長：現段階で統合、廃校の予定はない。児童数の推移を見守っていく。

質問：来年度の角田小学校の入学児童は何人か。

教育長：手元に資料がないため正確な人数はわからない。10 人は超えていると把握している。

質問：元菊池病院の空き家、跡地をどうするのか。

総務課：昨年の 5 月に所有者のご家族に対して、危険だという地元の声がある事とともに、空き家の解体のお願いをしている。

建設水道課：（空き家対策について説明）現在、町では来年の 3 月までかけて、空き家の調査を委託実施している。今後はこの調査で倒壊の恐れのある「特定空き家」に認定されたものを行政が持ち主の費用で解体する流れになる。しかし、先行して税金で解体し、後に持ち主に請求するため、費用を回収できないリスクもある。町内にある空き家のうち、どの程度「特定空き家」に該当するかはわからないが、まずは持ち主への助言、指導を行い、それでも改善が見られない場合には行政による解体も必要になってくる。実際に解体に至るまではこの先 2 年ほどかかるのではないかと。

質問：元菊池病院は周りに家もないので、危険度が低いのでは。特定空き家に認定されない可能性が高いのでは。

建設水道課：特定空き家の認定は危険だということだけでなく、著しく衛生上有害である、景観を損なっているなどの基準もある。国の基準をもとに、これから町の独自基準を設けていく。

《説明事項に関する質疑応答》

質問：マイナンバーがないと受けられなくなる行政サービスはあるのか。個人番号カードはすぐに作らなければならないのか。

総務課：全ての書類にマイナンバーを記載するわけではないが、税や社会保障の分野では順次必要になる。個人番号カードの申請をしなくても番号はすでに振られている。

意見：役場に行くたびに持っていかなければならない事に不便を感じる。

総務課：病院にかかるには保険証がいるように、役場に行く時はマイナンバーを持ってきていただくというように浸透していけるよう、ご協力をお願いしたい。

質問：個人番号カードは必要になったら取得するというのでいいのか。高齢者にとってはマイナンバーは負担。窓口でマイナンバーを忘れたがために、門前払いされる…といった事も起きるのではないのか。

副町長：通知カードだけでは、他の証明書も必要になる。個人番号カードを取得する事で1枚で済むようになる。カードを常時携帯するわけではなく、必要な時に持参していただければ良い。これから利便性が高まり、年々普及されていく。

意見：新しい教育長を知らない方もいるのではないのか。一言ご挨拶をお願いしたい。

教育長：以前角田小学校でお世話になっており、この角田地区を大変懐かしく思います。これから地域の皆さんのお話を沢山聞かせていただきたい。今後ともよろしく願い申し上げます。

(20:00 終了)